平成２３年（フ）第１０１１９号
東京都世田谷区代沢３丁目26―20
債務者　野川　隆一
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　彰人
4　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４０号
北海道富良野市字西達布2703番地
債務者　尾野　晃昭
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６号
熊本県八代市松崎町382番地８
債務者　工藤　英徳
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
熊本地方裁判所八代支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２３年（フ）第２０号
山形県鶴岡市美咲町20番20号
債務者　有限会社石や久治郎
代表者代表取締役　佐藤　賢一
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２９９号
愛知県安城市二本木新町１丁目11番地２　Ｏｒｔｅｎｓｉａ201、旧住所愛知県安城市池浦町池浦91番地35
債務者　永田　淳雄
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
愛知県豊田市神池町２丁目1202番地１　県営４―306号
債務者　佐野　由香
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
滋賀県米原市高番460番地
債務者　奥村　友恵
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
滋賀県長浜市平方町307番地１
債務者　田中　征子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
函館市昭和２丁目43番41号
債務者　小向千亜樹
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２８５号
函館市銭亀町150番地
債務者　和泉真志子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３３１号
埼玉県越谷市千間台西５丁目６番地24　小林マンション101
債務者　藤原　　学
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２７４７号
大阪府東大阪市大蓮北２丁目14番25号
債務者　藤田　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４６７号
大阪府四條畷市南野５丁目11番５号　ビューテラス畷Ａ205
債務者　茂野　澄子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５０１号
大阪府茨木市丑寅２丁目７番23号
債務者　榮藤　康雄
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８５９号
大阪府東大阪市荒本２丁目４番11―201号
債務者　前嶋　勝人
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１４３号
大阪市此花区高見１丁目７番14―304号
債務者　森　　一則
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２７２号
住民票上の住所大阪府豊中市岡町北２丁目15番７号
債務者　山本いづみ
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部